

# LAS-Eを基準とした 環境マネジメントシステム

平成23年11月21日

秋田県能代市環境産業部  
環境企画課

# 内 容

---

1. 能代市のプロフィール
2. 能代市の環境マネジメントシステム
3. LAS-Eとは
4. 具体的な取り組み内容等
5. 今後に向けて

# 能代市のプロフィール



## ○市章

能代市の“の・し・ろ”を組み合わせ、日本海の波と白神山地の山並みを表現し、市の将来像「輝くみらいへ水とみどりの環境のまち」を表しています。

## ○人口・世帯数(平成23年10月末)

59,651人・24,583世帯

## ○位置・地勢・面積

- ・能代市は、秋田県北西部に位置し、県都秋田市には約60kmの圏内にあります。
- ・米代川が市域の中央を東西に流れ、下流部には能代平野が広がり、大部分が農地として活用されています。
- ・気候は、年間の平均気温は10度前後と温暖ですが、冬は低温で日本海側特有の北西の強い季節風が吹きます。
- ・面積は426.740km<sup>2</sup>、地目別では、山林が42.2%、農用地が20.4%で、宅地は3.9%となっています。



# 能代市の環境マネジメントシステム

- 近年の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たちの生活を豊かにし、便利で快適な生活を維持してきたが、その一方で、地球温暖化や水質汚濁、廃棄物の増加など、環境に大きな負担をかけてきた。
- 地方自治体にも地域住民や事業者の活動を促すような実効的・率先的な取り組みの実施、環境問題に関する施策の総合的・体系的な展開が期待され、一方で多様化・高度化する住民ニーズに応えるための柔軟な施策展開が求められている。



職員の環境意識向上を図りながら、自治体の環境施策を総合的・体系的に実行し、評価し、見直すことができ、人と環境にやさしい施策の推進や循環型社会を構築し、環境への負荷を軽減する仕組みが必要。



平成19年度から能代市全体でLAS-Eを基準とした環境マネジメントシステムに取り組むこととなった。

# これまでの経緯

## ・合併前

旧能代市：能代市役所地球温暖化対策実行計画  
(計画期間：平成13～17年度)

旧二ツ井町：平成12年3月：ISO14001認証取得  
平成14年12月：LAS-Eを基準とした環境管理  
システムへ移行

平成15年5月：LAS-E第1ステージ3部門合格

平成16年12月：LAS-E第2ステージエコアクション  
部門合格

## ・合併後

平成18年度：それぞれの計画・システムを継続実施

平成19年度：LAS-Eを基準とした能代市環境マネジメント  
システムを運用開始(市役所本庁部門及び二ツ井  
地域各施設)

LAS-E第1ステージ3部門合格(平成19年12月)

平成20年度：能代地域の小・中学校、市立高校、共同調理場  
及び保育所に対象範囲を拡大



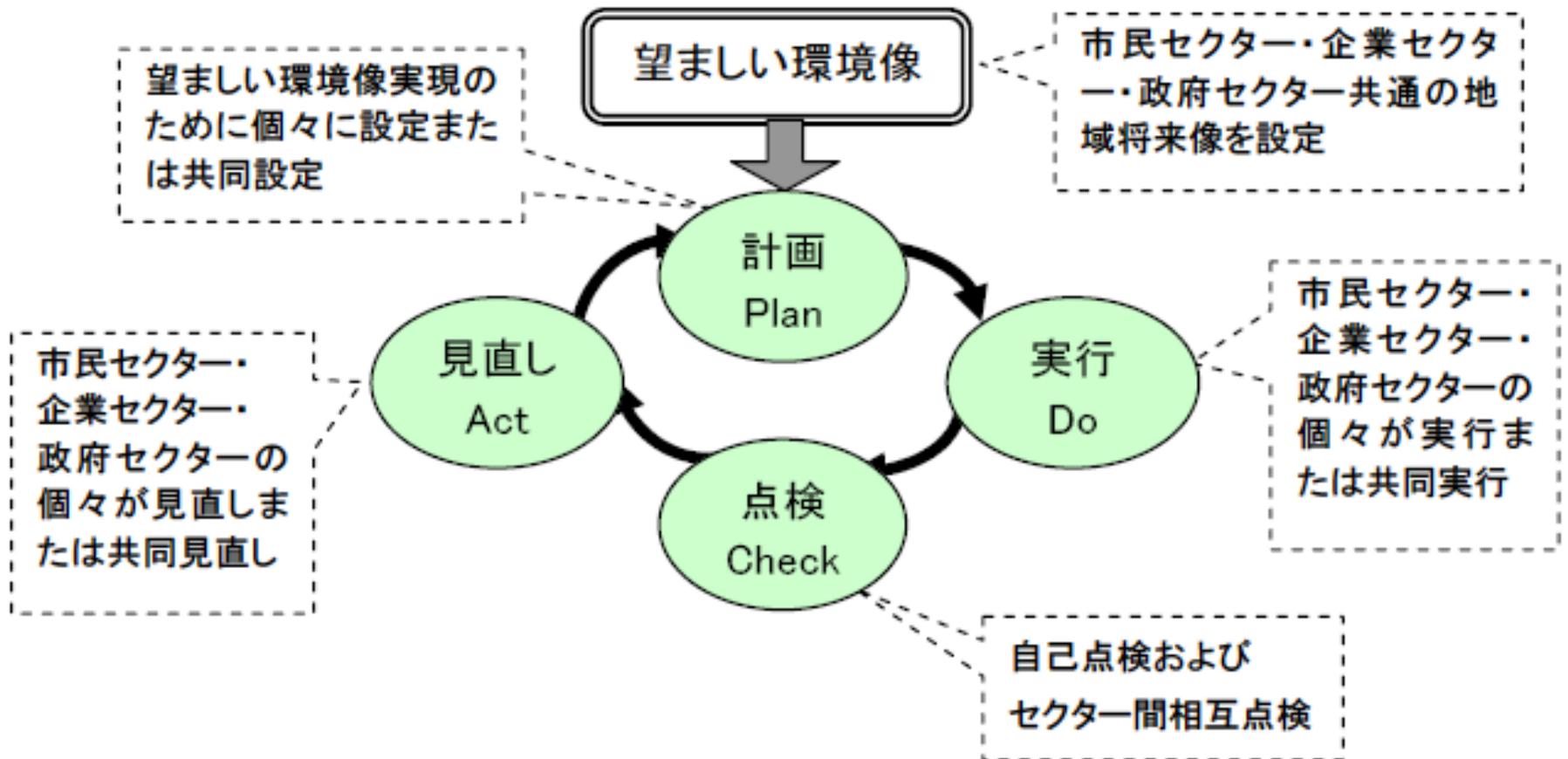
## LAS-Eとは

- 環境自治体会議環境政策研究所が開発した、環境自治体スタンダード（Local Authority's Standard in Environment ⇒ LAS-E）
- 環境配慮や環境政策に取り組むためのしくみを自治体が確立・運用し、その取り組み内容が「**環境自治体**」としてふさわしいかどうかをチェックするための基準

## 「環境自治体」の必要条件

- 地域全体を環境配慮型社会に導くための環境優先の取り組みや持続的発展の考え方に基づく政策が、あらゆる分野で実施されていること
- 政策が総合的・体系的に整理され、政策の客観的・科学的な評価・見直しのしくみが入り入れられていること
- 市民・事業者・行政の協働により政策が決定され、市民・事業者・行政それぞれが適切な役割分担のもとで政策が実行されていること

自治体は、自らの活動による環境影響の範囲のみならず、地域全体の環境に責任を負う立場にあります。したがって、自治体の環境マネジメントシステムは、地域を望ましい環境状態に導く「地域全体のマネジメントシステム」でなければなりません。



自治体における環境マネジメントシステムのあるべき姿

# LAS-Eにおける 視点ごと・ステージごとの考え方

	エコアクション	エコマネジメント	エコガバナンス
<b>■第1ステージ</b> 庁内事務活動における環境配慮の実施	庁内事務活動における環境配慮の実施	環境を意識した行政運営(環境に配慮した職員意識の醸成)	政策・事業内容やその検討・実施プロセスの公開
<b>■第2ステージ</b> 地域全体の環境政策の実施や事業活動における環境配慮	地域全体の環境政策の実施や事業活動における環境配慮	効果的・効率的な行政運営(環境に関する総合的な計画の策定と進行管理)	政策や事業の立案・実施プロセスへの市民参加
<b>■第3ステージ</b> 市民・事業者やパートナーシップ組織による環境・保全活動の実施	市民・事業者やパートナーシップ組織による環境・保全活動の実施	市民・事業者やパートナーシップ組織と一体となった取り組みの立案・実行・評価・見直し	市民・事業者との協働による政策の立案・実施

※ 平成23年9月改訂版による。

※ 視点ごとに、6～13の具体的な項目が設定されている。

※ さらに「独自目標」という、原則数値による目標設定が必須。

※ また、この独自目標審議と監査に住民または事業者が加わるのが必須。

# LAS-Eの特徴

## ～ISO14001との比較～

- 手続きではなく取り組みの実施状況が問われること。
- 目標の設定に、地域住民及び事業者を加えること。
- 監査に、地域住民及び事業者を加えること。
- 文書類の作成に要する事務負担の軽減が図られること。
- 温暖化防止実行計画、環境基本計画や事務事業評価と連動したシステムを構築が可能なこと
- 環境自治体会議から、システム構築のアドバイスや職員研修の講師、監査員の派遣を受けられること。
- トータルの費用がISOの認証取得費用に比べ安価なこと。

# 具体的な取り組み内容等

## ○推進体制

システムの適切な運用を図るため、市長を本部長、各部長等を委員とする環境マネジメント推進本部を設置、共通実施項目の決定及び改定、システムの運用に関する評価及び見直しを行う。

システムの対象となる課・施設等を実行部門とし、課・施設長が実行責任者となり、推進本部からの連絡及び指示事項や運用に必要な取組の推進に関して所属職員に対する指示・指導を行う。

各実行部門には、システムを率先して推進する環境マネージャーを置く。

# ○独自目標

LAS-Eの規定により、市民・事業者・外部専門家及び市の各部局の代表より構成された目標審議委員会を設置、独自目標の項目や目標値を定める。

## ◆独自目標(長期目標)◆

No	独自目標	目標数値	基準年	設定期間
1	温室効果ガス排出量の削減	4.0%以上	平成20年度	平成22～26年度
2	ガソリン使用量の削減	1.0%以上	平成20年度	平成22～26年度
3	軽油使用量の削減(除雪車・トラックを除く)	11.0%以上	平成20年度	平成22～26年度
4	灯油使用量の削減	4.0%以上	平成20年度	平成22～26年度
5	重油使用量の削減	11.0%以上	平成20年度	平成22～26年度
6	液化石油ガス(LPG)使用量の削減	9.0%以上	平成20年度	平成22～26年度
7	都市ガス使用量の削減	5.0%以上	平成20年度	平成22～26年度
8	電気使用量の削減	3.0%以上	平成20年度	平成22～26年度
9	公用車走行距離の削減	現状維持	平成20年度	平成22～26年度
10	水道使用量の削減	3.0%以上	平成20年度	平成22～26年度
11	事務用紙使用量の削減	3.0%以上	平成20年度	平成22～26年度
12	燃えるごみ・燃えないごみ排出量の削減	3.0%以上	平成20年度	平成22～26年度
13	リサイクル率の向上 (廃棄物全体に占める資源ごみの割合)	80%以上	—	平成22～26年度

14	自然環境の保全	—	—	平成20～24年度
15	安全・安心な食と地産地消	—	—	平成20～24年度
16	安全で安心した飲料水の確保と生活排水対策	—	—	平成20～24年度
17	循環型社会の形成	—	—	平成20～24年度
18	省エネルギー対策	—	—	平成20～24年度
19	ごみのないきれいなまちづくり	—	—	平成20～24年度

◆平成23年度独自目標一覧◆

No	独自目標	目標数値	基準年	設定期間
1	温室効果ガス排出量の削減	2.0%以上	平成20年度	平成23年度
2	ガソリン使用量の削減	0.5%以上	平成20年度	平成23年度
3	軽油使用量の削減(除雪車・トラックを除く)	6.0%以上	平成20年度	平成23年度
4	灯油使用量の削減	2.0%以上	平成20年度	平成23年度
5	重油使用量の削減	6.0%以上	平成20年度	平成23年度
6	液化石油ガス(LPG)使用量の削減	4.0%以上	平成20年度	平成23年度
7	都市ガス使用量の削減	2.0%以上	平成20年度	平成23年度
8	電気使用量の削減	1.5%以上	平成20年度	平成23年度
9	公用車走行距離の削減	現状維持	平成20年度	平成23年度
10	水道使用量の削減	1.0%以上	平成20年度	平成23年度
11	事務用紙使用量の削減	1.0%以上	平成20年度	平成23年度
12	燃えるごみ・燃えないごみ排出量の削減	1.0%以上	平成20年度	平成23年度
13	リサイクル率の向上 (廃棄物全体に占める資源ごみの割合)	80%以上	—	平成23年度

14	自然環境の保全	—	—	平成20～24年度
15	安全・安心な食と地産地消	—	—	平成20～24年度
16	安全で安心した飲料水の確保と生活排水対策	—	—	平成20～24年度
17	循環型社会の形成	—	—	平成20～24年度
18	省エネルギー対策	—	—	平成20～24年度
19	ごみのないきれいなまちづくり	—	—	平成20～24年度

20	環境に関する職員研修会の開催	年1回以上	—	平成23年度
21	環境に関する情報公開・提供	年12回以上	—	平成23年度
22	環境自治体会議への参加や自然環境保全に向けた周辺自治体との連携	—	—	平成23年度

## ○環境監査

目標設定と同様に、市民・事業者・外部専門家及び市の各部署の代表より構成された環境監査委員会を設置、共通実施項目に関する取り組みの実施状況や、独自目標の達成状況について監査を行い、市へ監査結果の報告及び是正勧告を行う。

- ・独自目標監査は、前年度の実績がまとまる5月～6月に開催
- ・共通実施項目監査は、10月～11月に開催

**\* 能代市の場合、目標審議委員と環境監査委員は兼務となっており、構成は、市民・事業者8名、外部専門家3名、市職員7名の合計18名となっている。**

# ※共通実施項目監査の様子



【口頭確認、文書確認】  
実行責任者、環境マネージャーへの質問  
環境監査委員(手前2人)、職員(奥2人)



【現場目視】  
上 ... 執務室の状況を確認  
環境監査委員(左右2人)  
職員(中)  
下 ... ごみの分別状況を確認  
環境監査委員(手前)  
環境マネージャー(奥)



【目視】  
パソコン画面での確認  
環境監査委員(右)、職員(左)



【口頭確認】  
一般職員へのインタビュー  
環境監査委員(右2人)、職員(左)

# ○判定

環境監査の結果は、自治体政策及び環境監査の専門家等で構成されるLAS-E判定委員会で審議され、LAS-Eの基準に沿って適切に運用されているかどうか、また、環境監査委員会によって適正な監査が行われたかどうかを審議し、取り組みが適切に行われているか判定されます。



第1ステージの合格証(平成19年12月)

# ○取り組み内容

## ①全職員共通の取り組み

- (1) 職場において、省エネ・省資源、廃棄物削減、リサイクル、グリーン購入などを実施し、事務活動における環境配慮行動を実践すること。
- (2) 自動車の利用による環境への影響を抑制すること。
- (3) 市の環境マネジメントシステムの基本方針である環境方針を認識・理解すること。
- (4) 事務活動に伴う環境への影響を認識・理解すること。
- (5) 市の環境マネジメントシステムの目標(独自目標)を認識・理解すること。
- (6) 市の環境マネジメントシステムの推進組織・監視体制を認識・理解すること。
- (7) 環境に関する研修会に参加すること。
- (8) 施設とその周辺、執務室等での美観を保持すること。

## ②各実行部門での取り組み

- (1) 庁舎・施設に常駐・出入りする業者に対し、環境配慮の要請を行うこと。
- (2) 実行部門ごとにシステムの取り組み状況を把握すること。
- (3) 環境に関連する計画を一般に公開・提供すること。
- (4) 環境を保全・改善する施策・事業や環境に影響のある施策・事業を一般に公開・提供すること。

## ③推進事務局(環境企画課)での取り組み

- (1) 市の環境マネジメントシステムの取り組みに関する協議を定期的に行うこと。
- (2) 環境に関する職員研修を定期的に行うこと。
- (3) 事務活動に伴う環境負荷の発生量(エネルギーや紙の消費量、ごみの排出量など)を定期的把握すること。
- (4) 市の環境マネジメントシステムの環境方針を一般に公開・提供すること。
- (5) 市の環境マネジメントシステムの実施状況を一般に公開・提供すること。

# 今後に向けて

新能代市での運用も平成23年度で5年目となり、取り組みについては、職員にかなり定着したと考えておりますが、まだまだ改善点もありますので、LAS-Eの第1ステージ3部門については、今後も取り組みを改善しながら継続していきたいと考えております。

また、今年9月にLAS-Eの規格改訂が実施され、以前の規格よりは、上位ステージへの移行がしやすくなったと思われまますので、第2ステージへのステップアップについても検討したいと考えております。

# 最後に

LAS-Eや環境自治体会議について、ご興味のある方は、下記までお問い合わせください。

**環境自治体会議 事務局**

**〒102-0082**

**東京都千代田区一番町9-7一番町村上ビル6F**

**TEL 03-3263-9206 FAX 03-3263-9175**

**E-mail: [jimukyoku@colgei.org](mailto:jimukyoku@colgei.org)**

**U R L : <http://www.colgei.org/>**

**ご清聴ありがとうございました**

